

平成 19 年 6 月 25 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、立会外分売の見直しを行います。
概要は次のとおりです。

「立会外分売の見直しについて」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 19 年
7 月 17 日（火）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限
平成 19 年 7 月 17 日（火）
2. 提出方法
郵送、ファクシミリ
3. 宛 先
住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 総 務 部
F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0
4. 意見等処理方法
平成 19 年 7 月 17 日（火）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

立会外分売の見直しについて

平成19年6月25日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I 趣旨

立会外分売は、売買立会では売却が困難な大量の株式の売買を円滑に執行することを可能とするために、事前の届出により、売買立会によらずに売却を行う制度として、主に株式分布状況の改善に利用されています。

近年、立会外分売の利用が高まったことに伴い、短期間における複数回の立会外分売の届出や、重要事実を公表し株価が上昇した直後の立会外分売の届出等、届出制とした当初は、想定していなかった形の利用の届出も見られるようになってきました。

立会外分売は、大量の株式を保有する者のみが一括売却に利用できる制度として、よりきめ細かい運用をとるべきと考えられます。

したがって、立会外分売制度を用いた不適当な取引を未然に防止する観点から、分売を実施することができない場合を定め、当該事象に合致しない場合に限り、立会外分売を行うことができることとします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 立会外分売を行うことができない場合	本所が売買管理上適当でないと認める場合には、立会外分売を行うことができないこととします。	・ 実施に係る手続きは現行どおりとします。

項目	内容	備考
2. 売買管理上 適当でないと 認める場合	<p>本所が売買管理上適当でないと認める場合は、以下のとおりとします。</p> <p>① 直前に実施された立会外分売からの期間 分売を実施する銘柄について直前に立会外分売が実施された日の翌日から、4週間を経過していない場合。</p> <p>② 発行会社等の直前の適時開示 分売を実施する銘柄を発行する会社等が、内部者取引規制上の重要事実に関する事項（バスケット条項によるものを除く。）について、本所の規則による適時開示を行った日から10営業日を経過していない場合。</p> <p>③ 売却株券の調達方法 立会外分売により売却される株式について、公募増資・株主割当増資・売出し・市場買付その他本所が適当と認める方法以外の方法で1年以内に取得した株式ではないことの確認がとれない場合。</p> <p>④ 売買状況等 売買立会における売買状況に異常又はそのおそれがあると認める場合その他本所が立会外分売を行うことが適当でないと認める場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 直前の立会外分売において売れ残った株式について、その数量の範囲内で再度行う場合を除きます。

Ⅲ 実施時期

平成19年8月を目途とします。

以 上